

平成二十年五月二十七日提出
質問第四三七号

官房長官の「早く結婚し、次の世代を作るのは義務」発言に関する質問主意書

提出者 辻元清美

437

官房長官の「早く結婚し、次の世代を作るのは義務」発言に関する質問主意書

町村官房長官は、五月二五日の東京大学の講演で、

「早くいい相手を見つけて結婚して、次の世代を作る。これは皆さん方の義務だと思う」「私はちゃんと義務を果たして二人の子どもを作った」

と発言した。(五月二六日付・読売新聞)

当該発言は、東京大学の「五月祭」の一環として、「行政機構研究会」が企画し「町村信孝内閣官房長官講演会」という題で実施された講演会でなされた。当該講演会については、主催者のホームページ上で「現職の内閣官房長官のお話を聞く貴重な機会をいただきます。」と告知、参加者を募集していた。したがって町村官房長官の発言は、私的な勉強会などではなく、公的なものとして受け止められている。

しかし、当該発言は、これだけでは文言の定義や法的根拠がきわめてあいまいであり、町村官房長官の真意が必ずしも明らかにされたとは言えない。ことが国民個々の人生選択に関わる重大事であるだけに、発言の真意を明らかにすることは急務である。発言の真意が明らかにされれば、内閣や国会議員のなかにすら

「義務」を果たしていない、もしくは「義務」の存在すら認識していない者が多く存在することになりかねない。これは由々しき問題であると考ええる。

従って、以下質問する。

一 《町村官房長官の講演会における立場》について

- 1 当該講演会は、「町村信孝内閣官房長官講演会」という題で開催されたことに間違いはないか。
- 2 町村官房長官は、「現職の内閣官房長官」という立場で講演するよう依頼を受け、「現職の内閣官房長官」という立場で講演したことに間違いはないか。

二 《皆さん方》について

- 1 町村官房長官が言うところの「皆さん方」というのは、対象を誰と想定した発言か。東京大学の卒業生・在校生に限定したものか、日本国民全体か。町村官房長官の見解を示されたい。
- 2 東京大学の卒業生・在校生に限定したものであれば、なぜ特定の男女にのみ「義務」が課せられているのか、町村官房長官の見解を示されたい。

三 《早く》について

1 当該発言における「早く」とは、具体的にいつを指しているのか。年齢なのか、「卒業後何年以内」なのか、または「今すぐ」なのか。町村官房長官の見解を示されたい。

2 町村官房長官は、なぜ「早く」結婚する必要がある、と考えているのか。

四 《結婚》について

この場合の「結婚」は、法律婚に限るのか。事実婚や「同性婚」についてはどうか。町村官房長官の見解を示されたい。

五 《義務》について

1 町村官房長官が「早くいい相手を見つけて結婚して、次の世代を作る」ことが「義務」だとする根拠は何か。

2 「皆さん方」の対象者が「結婚」も「次の世代を作る」こともしていない場合、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

3 たとえ「結婚」していても、子どもを産まないカップルは、「義務」を果たしていないのか。町村官房長官の見解を示されたい。

4 町村官房長官は、憲法に規定されている「国民の義務」は何であると考えているか。当該発言における「義務」は、どの条文に相当すると考えているか。

5 「義務」を果たさなかった場合、罰則規定があるのか。町村官房長官の見解を示されたい。

6 現在の内閣や国会議員のなかに、「結婚」をしていない議員、「次の世代を作る」ことをしていない議員もいるが、町村官房長官は、彼らが「義務」を果たしていないという見解か。

六 《福田総理の見解》について

1 当該発言について、現職の内閣官房長官の発言として適切である、と福田総理は考えるか。

2 当該発言に対し、福田総理は町村官房長官に対し何らかの対応をしたのか。

右質問する。